

特許を受けようとする発明 (特許要件)

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

産業上利用可能性

× 医療行為

× 業上利用できない発明

× 明細書に実施できないもの

(「業上」 = 事業上)

発明に該当する